平成２７年（フ）第１０１号
岐阜市粟野西４丁目６番地１　サンフォレスタ21Ｂ203号室
債務者　田澤　憲和
1　決定年月日時　平成27年７月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月７日まで
岐阜地方裁判所

平成２７年（フ）第１７７号
岐阜県関市下有知2777番地10　コーポセブンⅠ212
債務者　木全真太郎
1　決定年月日時　平成27年７月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月７日まで
岐阜地方裁判所

平成２７年（フ）第１８９号
岐阜県羽島郡岐南町上印食９－65　岐南グリーンハイツ105、住民票上の住所岐阜県羽島郡岐南町八剣７丁目１番地
債務者　服部真奈美
1　決定年月日時　平成27年７月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月７日まで
岐阜地方裁判所

平成２７年（フ）第１２７号
兵庫県姫路市山田町多田269番地
債務者　松井　利容
1　決定年月日時　平成27年７月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月７日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２７年（フ）第１５９号
兵庫県姫路市東雲町３丁目６番地　東雲ロイヤルハイツ501号室、住民票上の住所兵庫県姫路市書写47番地22
債務者　岸本　修一
1　決定年月日時　平成27年７月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月７日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２７年（フ）第２２３号
兵庫県加古川市加古川町寺家町37番地の７
債務者　朝野　徳雄
1　決定年月日時　平成27年７月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月７日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２７年（フ）第２２９号
兵庫県姫路市飾東町八重畑887番地、従前の住所兵庫県姫路市飾東町北野1261番地２
債務者　割烹弘膳こと　大西　弘次
1　決定年月日時　平成27年７月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月７日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２７年（フ）第２３３号
兵庫県姫路市増位本町２丁目７番10号　ことぶき荘２Ｆ東端
債務者　内野やよい
1　決定年月日時　平成27年７月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月７日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２７年（フ）第１７３号
奈良市鹿野園町358番地
債務者　瀬尾　裕美
1　決定年月日時　平成27年７月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月７日まで
奈良地方裁判所

平成２７年（フ）第１７４号
奈良市鹿野園町358番地
債務者　瀬尾　　碧
1　決定年月日時　平成27年７月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月７日まで
奈良地方裁判所

平成２７年（フ）第３６０号
広島県大竹市立戸３丁目12番29号
債務者　森本美香こと　李　　美香
1　決定年月日時　平成27年７月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月７日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１２号
山口県萩市大字古萩町29番地３、前住所山口県萩市大字椿東395番地13
債務者　山根富輝長
1　決定年月日時　平成27年７月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月７日まで
山口地方裁判所萩支部

平成２７年（フ）第１２４号
福岡県久留米市津福今町252番地２　グリーンハイツ今村第３第２ビル101号
債務者　川越　昇一
1　決定年月日時　平成27年７月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月７日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２７年（フ）第１２７号
福岡県久留米市宮ノ陣６丁目10番11号、前住所福岡県久留米市安武町安武本3247番地
債務者　川原　民江
1　決定年月日時　平成27年７月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月７日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２７年（フ）第１２９号
福岡県久留米市長門石４丁目６番７－15号
債務者　熊谷　敦則
1　決定年月日時　平成27年７月９日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月７日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２７年（フ）第２１５号
鹿児島県鹿児島市下福元町2847番地
債務者　中野　　恵
1　決定年月日時　平成27年７月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月７日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２７年（フ）第２８号
鹿児島県出水市高尾野町江内5280番地５、前住所鹿児島県出水郡高尾野町江内5283番地
債務者　大川内房子（旧姓迫口）
1　決定年月日時　平成27年７月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月７日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係